

児童、生徒数による学級編成、及び教員の配置の考え方

○児童、生徒数による学級編成の考え方

●公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。
 ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別な事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を 1 学級に編制することができる。

また、同法律第 3 条 2 項では、都道府県ごとの、公立小学校又は中学校の 1 学級の児童又は生徒数の基準は、表 1 に掲げた数を基準として、都道府県の教育委員会が定めるとされています。

表 1 学級編成の区分と 1 学級の児童又は生徒数

学校の種類	学級編成の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人 (第 1 学年の児童で編制する学級にあつては、35 人) (令和 3 年度から 5 年間で段階的に 2 年生から 6 年生までを 35 人に引き下げる)
	二の学年の児童で編制する学級	16 人 (第 1 学年の児童を含む学級にあつては、8 人)
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40 人
	二の学年の生徒で編制する学級	8 人

●鳥根県の学級編成基準（令和 4 年度～）

国の制度に基づき、鳥根県は以下の学級編成基準を設けています。

- ・ 小学校第 1 学年 ⇒ 30 人学級編成
- ・ 小学校第 2 学年 ⇒ 32 人学級編成
- ・ 小学校第 3～6 学年 ⇒ 35 人学級編成
- ・ 中学校第 1 学年 ⇒ 35 人学級編成
- ・ 中学校第 2、3 学年 ⇒ 38 人学級編成

●島根県の複式学級の編成基準（令和2年度～）

島根県教育委員会では、国の基準に基づき、独自に学級編制基準を定めています。このことにより、中学校においては、特別支援学級を除き、8人以下であってもすべて「単式学級」として編制され、現在中学校においては、複式学級は存在していません。小学校における複式学級は、すべて1・2年、3・4年、5・6年の組合せで編制されています。

（複式学級の手引き 令和2年3月 島根県教育委員会）

国の制度に基づき、島根県は以下の複式学級（小学校）の基準を設けています。

- ・ 小学校第1 & 第2学年の合計人数 ⇒ 8名以下となった場合
- ・ 小学校第3 & 第4学年の合計人数 ⇒ 16名以下となった場合
- ・ 小学校第5 & 第6学年の合計人数 ⇒ 16名以下となった場合

○教員の配置の考え方

表2は標準であり、学校の状況に応じて、配置される教員の人数は変更があります。

表2 公立小・中学校等教職員定数配当表より（抜粋）

標準学級数	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）	備考
3学級	5名	8名	左記の基礎定数に加え、少人数指導、児童生徒支援、特別支援教育などの加配により増となる
6学級	8名	11名	
10学級	13名	18名	
13学級	16名	21名	